

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第19号

TPP交渉に関する意見書（否決）

7月28日からハワイで開催されたTPP閣僚会合は、大枠合意に至らずに閉幕した。日米両政府は、TPP全体の妥結を狙っており、今後の交渉の行方は不透明である。

一方で、日米2国間協議は大きく進展し、米国産米・豪州産米合わせての8万トンの特別輸入枠の設定を初め、牛肉の関税を15年かけて38.5%から9%まで引き下げることや、豚肉の関税を1キログラム当たり最大482円から50円前後まで10年後に引き下げること、麦の事実上の関税であるマークアップの45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドに対するバター・脱脂粉乳の輸入枠の設定、甘味資源作物の輸入拡大につながる措置の検討など、農産品重要5品目全てで日本側の譲歩が報道されている。

いずれも、米や牛肉、豚肉等を重要品目として、TPP交渉において除外または再協議を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案を公表し、直ちに撤回すべきである。

国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、TPP交渉からの撤退を決断するしかない。

以上の趣旨から、政府に対し、以下の事項を求める。

記

- 1 日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する合意は撤回すること。
 - 2 TPP交渉に関する国会決議を遵守し、これを守ることができない場合は、交渉から撤退すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

議員提出議案第20号

政府による米価対策を求める意見書（否決）

5月まで下がり続けた2014年産米の相対取引価格は、6月は若干上がったものの、農家の手取りは8000円台の水準で、労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格である。その原因は、6月末の米の民間在庫量が昨年より10万トンも多い230万トンとなるなど、米の過剰基調にあることは明らかである。

そして、2015年産の早場米のJA概算金は、昨年比で300円から1200円の値上げにとどまっている。このような価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねない。しかも、政府が米の直接支払交付金を半減し、米価変動補填交付金を廃止したために、稲作農家に二重、三重の経営困難をもたらしている。

加えて、重大なことは、現状のまま推移すれば昨秋の二の舞になりかねない状況にあることである。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押され、融資やコスト削減への助成等を打ち出したが、需給については市場任せを公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいる。さらに、政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格は一層不安定なものになろうとしている。

こうした状況の中で、国内では主食用米から 40 万トンも飼料用米に転換し、需給の安定に努力している。それにもかかわらず、T P P 交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が合意されているとの報道もあり、これが事実とすれば、米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ない。

今こそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立することが、強く求められている。

政府が過剰米の市場隔離を官民挙げて実施し、米の需給調整に直ちに乗り出し、需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立するとともに、米の直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ること、また、2018 年産米からの生産調整廃止方針の撤回、T P P 交渉の日米協議における米国産米の輸入特別枠の合意を直ちに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 25 日

議員提出議案第 21 号

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書（否決）

戦前、主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために治安維持法で多くの国民が弾圧され、犠牲をこうむった。

治安維持法が制定された 1925 年から廃止されるまでの 20 年間に、逮捕者数 10 万人、送検者数 7 万 5681 人、虐殺者数 80 人以上、拷問、虐待などによる獄死者数 1600 人余り、実刑者数 5162 人に上っている。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされたが、政府は謝罪も賠償もしていない。

ドイツでは、連邦補償法でナチスの犠牲者に謝罪し賠償している。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給している。アメリカ、カナダでは、第二次世界大戦中強制収容した日系市民に対し、1988 年に市民的自由法を制定し約 2 万ドルないし 2 万 1000 ドル（約 250 万円）を支払い、大統領が謝罪している。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給している。

日本弁護士連合会主催の人権擁護大会（1993 年 10 月）は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として…その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。

再び戦争と暗黒政治を許さぬために、下記事項について要望する。

記

- 1 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- 2 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- 3 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 25 日

議員提出議案第22号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（可決）

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充・強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に行う地方版総合戦略の策定の推進とともに、国は、その戦略に基づく事業など「地域発」の取り組みを支援するため、地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで、政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。
 - 2 平成27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
 - 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにする事。
 - 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

議員提出議案第23号

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書（可決）

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が、地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」、「子育て環境が不十分」、「生活施設が少ない」、「交通手段が不便」、「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在している。

その問題点を解決し、地方への人の流れをつくるには、地方にいても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT（情報通信技術）の利活用が不可欠である。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になる。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し、地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同

じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光などでの地方への訪問者の増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、中でもWi-Fi環境の整備が必要になる。

よって、以下の事項について要望する。

記

- 1 ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。
 - 2 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
 - 3 テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

議員提出議案第24号

原発再稼働の中止を求める意見書（否決）

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から4年半が経過する中で、いまだに福島県民約11万人が避難生活を余儀なくされている。福島第一原子力発電所の事故原因は十分には究明されず、汚染水問題などが日ごとに深刻さを増し、事故の収束もおぼつかない状況にある。

このような中で、原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所1、2号機や関西電力高浜原子力発電所3、4号機が新規制基準を満たしていると決定し、九州電力は、8月11日に川内原子力発電所1号機の再稼働を強行した。政府も原発の再稼働を進め、原発依存の既成事実化を図ろうとしている。

新規制基準は、放射性物質が飛散する過酷事故を想定し、避難計画の策定を道府県とUPZ（緊急時防護措置準備区域・原子力施設からおおむね30キロメートル）圏内の自治体に義務づけたが、国も原子力規制委員会も計画づくりには関与しておらず、計画のずさんさも指摘されている。

この2年間近くにわたって原発は稼働しておらず、原発なしでも電力供給に何ら問題がないことは明らかである。まずは福島第一原子力発電所の事故原因の徹底した究明と事故の収束こそを優先させるべきであり、原発の再稼働は急ぐ必要はない。実効性の担保された避難計画もなく、火山噴火リスクも高まっている中で、川内原子力発電所の再稼働は到底認めることはできない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

議員提出議案第25号

議案第137号「平成27年度青森市一般会計補正予算（第4号）」に対する附帯決議（可決）

今定例会に提案されている行政機能の1つである「まちなか保健室」については、市民サービスの向上に資するものとして、市が現在取得しているアウガ5階フロアの一部を変更して設置することとしている。

機能そのものについては否定するものではないが、アウガ再生プロジェクトチームからの提言が12

月に控えている現在の状況で設置するのは拙速であると判断せざるを得ない。

よって、今後 12 月に発表されるアウガ再生プロジェクトチームからの提言を踏まえて、「まちなか保健室」については、アウガ及びアウガ以外への設置も視野に柔軟性をもって対応していくことを強く求める。

以上、決議する。

平成 27 年 9 月 25 日
